本書についてのお問い合わせ先は
新潟県内水面漁業協同組合連合会
新潟市中央区南万代町13−3
☎　025－241－5795
ホームページのアドレスは
https://niinaisuimen.jimdofree.com/
メールアドレスは
info@ni-naisuimen.com

住所

氏名

令和７年１月末日

令和７年度

# 遊漁のしおり

新潟県内水面漁業協同組合連合会
新潟県農林水産部水産課監修

# 目　　次

はじめに
Ⅰ．新潟県における漁業制度と遊漁
　1．漁業権の免許……1
　2．内水面における漁協の増殖事業、漁場管理……2
　3．遊 漁 料 ……3
　　県内共通遊漁承認証……4
　4．水産動植物の採捕の規則……6
Ⅱ．遊漁上の制限または禁止事項について
　1．禁止期間……7
　2．全長の制限……8
　3．漁具漁法の制限及び禁止……8
　4．外来魚の再放流禁止……8
　5．コイの持ち出し禁止と放流等の制限……9

新潟県で釣りをする皆様へ……11

付　　表
　組合別遊漁制限等の概要……14～63
　「サクラマス」遊漁……64～67
　釣り日誌……68～74
　新潟県主要河川及び内水面漁業協同組合位置略図……75

## は　じ　め　に

このしおりは遊漁者の皆様のために書いたものです。皆様は魚をとるのに法律や規則があるのをご存知でしょうか。また、誰のものでもない魚をとるのにどうしてお金を払わなければならないのか不思議に思われたことはありませんか。これらのことは、すべて水産関係の法令や規則で定められていることなのです。例えば「新潟県漁業調整規則」には、新潟県内の河川や湖で魚をとる場合の制限が定められています。禁止期間、漁具漁法の制限、全長の制限（採捕してはいけない大きさ）等がそれです。また、料金を徴収することについては、漁業法に規定されています。

河川や湖沼には多様な水産動植物が生息していますが、海とは異なり非常に狭い面積の中で、何の規制もなしに勝手に採捕したとしたら、たちまち何もいなくなってしまうに違いありません。水産動植物等の生物資源は、石油や石炭等の資源と異なり、それを適切に管理することにより維持することができます。ですから、法令や規則で水産動植物の採捕を制限したり保護・増殖したりすることにより、水産動植物を持続的に利用することが可能となるわけです。

川や湖において、レジャーのために魚を採捕する人は「遊漁者」となります（いわゆる釣り人）。近年、ルアーフィッシングやキャッチアンドリリースの言葉も一般化しています。レジャーではありますが、釣りにはルール（規則）があります。

このしおりでは、こうした法律や規則で決められたルールを説明することに努めました。そのルールをよく理解し

ていただき、魚が棲める河川や湖を残すとともに釣りの楽しみを次の世代に伝えることは、とても大切なことと考えます。

趣旨をよくご理解のうえ、ルールを守って遊漁を楽しみましょう。

## Ⅰ　新潟県における漁業制度と遊漁

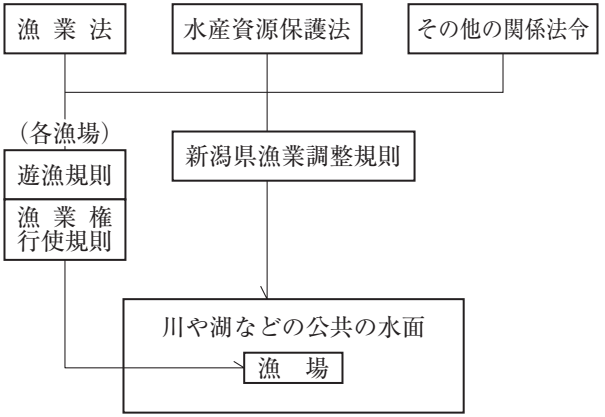


### 1．漁業権の免許

漁業権とは漁業を営む権利のことで、河川や湖沼で水産動植物を採捕する権利は、第五種共同漁業権と呼ばれます。漁業権を免許するにあたっては、知事が、免許しようとする漁業権の種類や内容を決めた漁場計画を樹立し、公示します。それに対し、漁協等が漁業権の免許を申請し、県が免許することとなります。また、知事は漁場計画の樹立や漁業権を免許する際には、新潟県内水面漁場管理委員会の意見を聞かなければならないとされています。

**新潟県内水面漁場管理委員会とは**……漁業法に基づき設置されている行政委員会です。委員は漁業者代表４名、遊漁者代表２名、学識経験者代表４名で構成されています。県が行政をすすめる中で特に重要な事項（漁業権の免許、遊漁規則の認可など）について、知事が**新潟県内水面漁場管理委員会**に意見を求め、正しく合理的な行政が行われるよう配慮されています。

## ２．内水面における漁協の増殖事業、漁場管理

第五種共同漁業権を免許された漁業権者（以下、漁協）は、あゆ、やまめ、いわな、にじます、こい、ふななどの漁業権対象魚種について、種苗放流・産卵床造成等により増殖を図っています。この漁業権に基づく魚類の放流量は、毎年、新潟県内水面漁場管理委員会より示された目標増殖量に基づいています。

遊漁料は、漁協に課されている増殖義務のための一部の経費として使用されているもので、漁協が定める遊漁規則に規定されています。限られた水産資源を持続的に利用できるように、漁協と遊漁者双方の負担によって水産資源が維持されています。

また、漁場の秩序維持のため、漁協は、腕章等を携帯した漁場監視員が漁場の巡回を行い、遊漁券（遊漁証、遊漁承認証等）を持たない人に遊漁券を販売したり、漁場の案内をしたり、規則を守っていない人に対しては指導を行う場合がありますので、その指示によく従ってください。



## ３．遊漁料

漁業権の設定されている内水面で、釣り等をしている方は、漁協の組合員と遊漁者とに大別されます。**漁協の組合員**とは、漁協が定める条件を満たし、漁協に加入した人で、毎年度決められた賦課金及び漁業権行使料を支払うことにより漁協に免許された漁業権を行使することができます。一方、**遊漁者**とは漁協に加入しないで釣り等をする人のことをいいます。漁協は漁場を管理するのに相当の経費を必要とするため、これらの費用の一部を遊漁者からも遊漁料として納入していただいています。遊漁料金は組合員が負担する賦課金、漁業権行使料の額と比べて、不当に高くならないように、知事が新潟県内水面漁場管理委員会の意見を聞き、認可を行っています。

このため、漁業権対象魚種の釣り等をする場合は、前もって漁協ごとに指定する遊漁券取扱所やオンラインシステムで遊漁券（年券又は日券）を購入されるようお願いいたします。現場で購入する場合は、現場売り手数料が加算されますので割高になります。また、**遊漁料**は漁協によって異なり、魚をとる方法（漁法）やとる魚の種類によっても遊漁料が異なる場合がありますので、詳しくは、**付表**をご参照ください。遊漁料は改訂されることがありますので、ご注意ください。また、漁業権対象魚種でないものを釣る場合も、混獲のおそれがある場合は、トラブルを避けるためにも遊漁券を購入するようお願いします。

なお、新潟県内水面漁業協同組合連合会では、漁業権が設定されている新潟県内の内水面で使用することができる県内共通遊漁承認証を発行しています。県内共通遊漁承認証は、新潟県内水面漁業協同組合連合会と県内漁協及びこれらの指定する釣具店、オンラインシステム等で販売しています。

## 〈 県内共通遊漁承認証 〉

(1)　県内共通遊漁承認証は、新潟県知事から第五種共同漁業権の免許を受けている各漁協と、新潟県内水面漁業協同組合連合会との契約に基づき、発行するものです。

(2)　県内共通遊漁承認証は次の２種類があります。

| | 対　象　魚　類 | 漁具漁法 | **遊漁料１ケ年** | 適用範囲 |
|---|---|---|---|---|
| 1 | こい、ふな、にじます<br>うなぎ、いわな、やまめ<br>かじか、うぐい | 竿　釣 | **13,200円<br>(税込)** | 県下一円 |
| 2 | こい、ふな | 竿　釣 | **6,050円<br>(税込)** | 県下一円 |

**注意事項**

①　県内共通遊漁承認証ではあゆ・さくらます・もくずがにの遊漁はできません。あゆ・さくらます・もくずがにを釣る時は地元漁協発行の遊漁券を購入してください。

②　県内共通遊漁承認証での遊漁期間については、漁協が定めて公表する遊漁期間です。ただし、新潟県漁業調整規則での禁止期間は除かれます。

③　県内共通遊漁承認証の漁具漁法は「竿釣」に限られます。

④　県内共通遊漁承認証は原則として再発行しません。

(3)　県内共通遊漁承認証の発行に際しては、各遊漁者に対し、その証明と参考資料として下記のものを交付します。

①　県内共通遊漁承認証　１枚 { 緑色　13,200円券(税込)<br>黄色　6,050円券(税込) }

②　カラーホルダー　１枚

③　遊漁のしおり　１部

※オンラインシステムで遊漁料を納付した場合は、遊漁承認証を印刷し、携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示してください。ただし、印刷した遊漁承認証を携帯できない場合は、遊漁承認証を表示したオンラインシステムの画面を提示してください。



**注意事項**

**県内共通遊漁承認証では**奥只見ダム（北ノ又川、恋ノ岐沢を除く）並びに大鳥ダム（免許番号内共第12号）及び関川（妙高市大字兼俣地内兼俣橋上流端から氷沢川まで）（免許番号内共第16号）**での遊漁はできません。**また、次の表に掲げる各漁協のやまめ、いわな、にじますについては、**P.7の禁止期間**（新潟県漁業調整規則第37条）に加え、**保護増殖のため独自の禁止期間が設定されていますのでご注意ください。**

| 漁協名 | 河川名 | 魚　種 | 解禁日 | 区間〔その他の区間は3/1解禁〕 |
|---|---|---|---|---|
| 三面川鮭産 | 三面川及びその支川 | やまめ<br>いわな | 3/1 | 三面ダムより上流の全域、高根川雲ノ上橋より上流の全域、三面川、高根川を除く他の支流<br>さくらますの遊漁券を購入した者は、三面川、高根川及び各支流の全域 |
| | | | 6/16 | 三面川及び各支流の全域 |
| 荒　川 | 荒川及びその支川 | やまめ<br>いわな | 4/1 | 荒川の各支流 |
| | | | 6/16 | 荒川本流 |
| 胎内川 | 胎内川及びその支川 | やまめ<br>いわな<br>にじます | 3/1 | 東北電力株式会社黒川発電所えん堤より上流の区域 |
| | | | 6/16 | 東北電力株式会社黒川発電所えん堤より下流の区域 |
| 加治川 | 加治川 | やまめ<br>いわな | 3/1 | 第一頭首工より上流の区域 |
| | | | 5/1 | 第一頭首工より下流の区域 |
| 松浜内水面<br>新潟市大形地区<br>阿賀野川<br>東蒲原郡 | 阿賀野川及びその支川 | にじます | 3/1 | P.26漁場区域をご確認ください |
| 五十嵐川 | 五十嵐川 | にじます | 1/1 | 守門川と五十嵐川の合流地点から信濃川と五十嵐川の合流地点までの五十嵐川本流のみ |
| 刈谷田川 | 刈谷田川及びその支川 | やまめ<br>いわな<br>にじます | 3/1 | P.38漁場区域をご確認ください |
| 魚　沼 | 魚野川他 | にじます | 3/1 | P.40、44漁場区域をご確認ください |
| 中魚沼 | 清津川他 | にじます | 3/1 | P.48漁場区域をご確認ください |
| 関川水系 | 関川及びその支川 | にじます | 3/1 | P.52、54漁場区域をご確認ください |
| 糸魚川<br>内水面 | 早川、海川、姫川及びその支川 | にじます | 3/1 | P.60漁場区域をご確認ください |

### 4．水産動植物の採捕の規則

水産動植物の保護・培養や水面を総合的かつ有効に利用するために漁業法や水産資源保護法が制定されています。これらの法律は、河川や湖沼などの公共用水面等であれば、全国的に適用されます。

新潟県漁業調整規則は、漁業法や水産資源保護法を土台にしてそれに新潟県内の実情を加味して制定されたものです。この規則は、新潟県内の公共用水面等に適用されます。

漁業権行使規則や遊漁規則は新潟県漁業調整規則を土台とし、漁場の実情を踏まえて漁協ごとに定められたものです。



## Ⅱ　遊漁上の制限または禁止事項について

**漁業法、水産資源保護法、新潟県漁業調整規則**により規定されている遊漁上の制限または禁止事項は、新潟県内全ての河川と湖沼に適用され、違反した場合は罰則の規定により刑罰が科せられます。

### 1．禁止期間（新潟県漁業調整規則第37条）

次の表の左欄に掲げる水産動物（卵を含む）は、資源保護のため、次の表の右欄に掲げた期間は採捕できません。また、この規定に違反して採捕した水産動物（卵・製品も含む）の所持や販売は禁止されています。

| 水産動物名 | 禁止期間 |
|---|---|
| あゆ | 1月1日から6月15日まで<br>10月1日から10月7日まで |
| さけ | 1月1日から12月31日まで |
| さくらます | 9月10日から11月30日まで※1 |
| やまめ<br>（さくらますのうち産卵のため河川にそ上したもの以外のものをいう。以下同じ） | 10月1日から翌年2月末日まで |
| いわな | 10月1日から翌年2月末日まで |
| かじか | 4月11日から4月20日まで |

※1：三面川、荒川、胎内川、加治川以外の河川でのさくらますの採捕には、**新潟県漁業調整規則**第33条により県知事の許可が必要となっており、遊漁者による採捕はできません。

## 2．全長の制限（新潟県漁業調整規則第37条）

次の表の左欄に掲げる水産動物は資源保護のため、同表の右欄に掲げる大きさのものは一年を通して採捕禁止です。

| 水産動物名 | 大きさ |
|---|---|
| やまめ | 全長 15cm 以下 |
| いわな | 全長 15cm 以下 |
| うなぎ | 全長 25cm 以下 |

## 3．漁具漁法の制限及び禁止（新潟県漁業調整規則第35条）

次に掲げる漁法で水産動植物を採捕することはできません。

1．水中に電流を通じてする漁法
2．瀬干漁法
3．ごろかけ漁法（あゆごろかけを除く。）
4．潜水器（簡易潜水器を含む。）を使用する漁法
5．水中銃を使用する漁法
6．火光を利用する漁法

## 4．外来魚の再放流禁止（新潟県内水面漁場管理委員会指示）

**ブラックバス類**（オオクチバス、コクチバス）、**ブルーギル**の外来魚は違法な放流により河川・湖沼に生息域を拡大しており、強い魚食性があり在来種や稀少生物が食害され、生態系に重大な影響を及ぼしています。採捕（釣獲）後の再放流が、資源の増加と生息域の拡大を助長していることから、新潟県内水面漁場管理委員会では、外来魚の再生産等資源増殖の抑制により在来魚類の生態環境を保全していくことを目的とし、「外来魚の再放流禁止」のため新潟県内水面漁場管理委員会指示を発動して行っています。



### ○新潟県内水面漁場管理委員会指示の内容

新潟県内水面漁場管理委員会では、漁業法第120条第１項及び第171条第４項の規定により、水産動植物の保護を図るため、次の内容の指示を毎年度発動しています。

⑴　次に掲げる水産動物は、採捕した河川湖沼及びこれと連続する水域に放してはならない。ただし、公的機関が試験研究に供する場合はこの限りではない。

ア　ブラックバス（オオクチバス、コクチバスその他のオオクチバス属の魚をいう。）

イ　ブルーギル

⑵　指示区域

新潟県全域

## 5．コイの持ち出し禁止と放流等の制限

新潟県内水面漁場管理委員会では、漁業法第120条第１項及び第171条第４項の規定により、コイヘルペスウイルス病まん延防止のため、コイ（マゴイ及びニシキゴイをいう。以下同じ。）の持ち出し及び放流等（ただし、採捕したコイを採捕した水域に再放流する場合を除く。）について、次の内容の指示を毎年度発動しています。

### ○新潟県内水面漁場管理委員会指示の内容

**⑴　持ち出しの禁止**

県内の公共用水面及びこれと連接一体を成す水面（以下、「公共用水面等」という。）において、コイがコイヘルペスウイルス病にかかり又はかかっている疑いがあると新潟県内水面漁場管理委員会（以下、「委員会」という。）が指定した水域（水面に設置した工作物等により、コイの遡上が考

えられず、制限する必要がないと判断される上流域を除く。以下、「持出禁止水域」という。）においては、委員会が承認した場合及び公的機関による試験研究、検査等のためにコイを持ち出す場合を除き、コイを持ち出してはならない。

**⑵　放流等の制限**

ア　持出禁止水域へのコイの放流については、委員会が承認した場合及び公的機関による試験研究、検査等のためにコイを放流する場合を除き、コイを放流してはならない。

イ　持出禁止水域以外の公共用水面等へのコイの放流については、委員会が承認した場合及び公的機関による試験研究、検査等のためにコイを放流する場合を除き、PCR検査（ポリメラーゼ連鎖反応による検査をいう。）でコイヘルペスウイルス病の陰性が確認されたコイ群のコイでなければ、コイを放流してはならない。

ウ　公共用水面等においては、生死を問わず、コイを遺棄してはならない。

**⑶　持出禁止水域**

ア　阿賀野川水系の本流及び支川

イ　鳥屋野潟

**（参考）新潟県内水面漁場管理委員会指示に違反した場合の罰則**

新潟県内水面漁場管理委員会指示は、漁業法第120条第１項及び第171条第４項に根拠をもっており、これに従わない者がいる場合は一定の手続を経て知事が命令を発し、この命令に従わないときには罰則の適用があります（１年以下の懲役若しくは50万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処せられます）。



## 新潟県で釣りをする皆様へ

～安心して釣りを楽しむためのお願い～

□　河川ごとのルールに留意した行動をお願いします。

□　ゴミは各自で持ち帰ってください。

□　釣り道具は消毒済みのものを使用し、仲間との共用は避けてください。
（外来生物、病原体の持込み防止のため）

□　遊漁券は事前に購入し、目立つところに掲示してください。

□　ブラックバス類、ブルーギルを再放流しないでください。

□　他の河川から魚（おとりアユ等）を持ち込まないでください。

□　お出かけの前に県又は市町村のホームページから道路の通行規制等について最新の情報を入手してください。

□　お出かけの前に気象庁のホームページから降雨の状況等について最新の情報を入手してください。また、河川によっては国土交通省のホームページから水位の情報を入手することも可能です。

付表 ◆組合別遊漁制限等の概要

## 内共第１号（大川）

（漁場区域）

村上市府屋地内国道７号府屋大橋下流端から下流30mの線（北緯38度31分12.5秒 東経139度32分07.4秒と北緯38度31分10.3秒 東経139度32分04.2秒）から上流の大川及びその支川の区域。

（禁止区域・期間）

1. 国道７号府屋大橋下流端から下流30mの線から上流JR大川鉄橋上り線上流端までの大川の区域
2. 村上市荒川口地内大淵頭首工上流端から上流50m、下流端から下流50mの間の区域（魚道を含む）
3. 村上市中継地内イスズリ頭首工上流端から上流50m、下流端から下流50mの間の区域（魚道を含む）
4. 村上市雷地内砂防提上流端から上流の小俣川の区域
5. 村上市山熊田地内山熊田砂防堤上流端から上流の山熊田川の区域
6. 村上市山熊田地内金剛川林務治山堰堤下流端から下流500mから上流の金剛川の区域

以上、１月１日から12月31日まで

## 内共第２号（勝木川）

（漁場区域）

村上市寝屋地内国道345号新八幡橋下流端から下流30mの線（北緯38度29分26.0秒 東経139度30分53.2秒と北緯38度29分24.3秒 東経139度30分50.2秒）から上流の勝木川及びその支川の区域。

（禁止区域・期間）

1. 国道345号新八幡橋下流端から下流30mの線から上流JR勝木川鉄橋上り線上流端までの勝木川の区域
2. 村上市立島地内立島頭首工上流端から上流30m、下流端から下流50mの間の区域（魚道を含む）
3. 村上市板屋沢地内板屋沢頭首工上流端から上流30m、下流端から下流50mの間の区域（魚道を含む）
4. 村上市北田中地内北田中頭首工上流端から上流30m、下流端から下流50mの間の区域（魚道を含む）

以上、１月１日から12月31日まで

| （魚種） | （漁具漁法） | （遊漁期間） | （全長制限） |
|---|---|---|---|
| あゆ | 竿釣(1人1本(あゆの餌釣り、ルアー釣りは禁止)) | 6/16～11/30の間で組合が公表する期間(10/1～10/7を除く) | 10cm以下 |
| うぐい | | 1/1～12/31 | |
| いわな | | 3/1～9/30 | 15cm以下 |
| やまめ | | | |
| *1 もくずがに | かに籠(1人3個まで) | 10/1～5/31 | 甲羅径 5cm以下 |

*1 もくずがには大川のみ採捕可能

| （魚種） | （遊漁料の額）※ | | |
|---|---|---|---|
| | 日券 | 年券 | 備　考 |
| あゆ | 1,600円〔700円〕 | 6,000円〔700円〕 | 消費税込<br>中学生以下：無料<br>肢体不自由者：半額 |
| うぐい | 1,000円〔700円〕 | 3,000円〔700円〕 | |
| いわな | | | |
| やまめ | | | |
| *1 もくずがに | ― | 2,000円〔700円〕 | |

※〔　〕は遊漁場において漁場監視員に納付するときの加算額

（遊漁料納付場所）

組合事務所（村上市温出）、交流の館八幡（勝木）、前田商店（下新保）、フィッシャーズ村上店（仲間町）、高橋おとり屋（小川）、セブンイレブン山北勝木店（勝木）、組合が指定するオンラインシステム

村上市若葉町15-1　TEL.0254-52-3758　FAX.0254-53-0699
https://www.miomotegyokyo.com

## 内共第３号（三面川）

（漁場区域）

次の基点第１号と基点第２号とを結んだ線から上流の三面川及びその支川の区域。
基点第１号 村上市岩ヶ崎字多岐山地内多岐神社鳥居（北緯38度14分36.5秒 東経139度26分54.9秒）
基点第２号 三面川河口突堤最先端

（禁止区域・期間）

1. 三面ダム放水路から下流300mに至る三面川の区域
2. 三面川沿岸土地改良区下野堰堤下流端から下流200mに至る三面川の区域
3. 鈴ヶ滝から下流500mに至る高根川の区域
4. 猿田発電所放水口から上流100m、下流200mの間の三面川の区域
5. 猿田ダム上流端から上流200m、下流端から下流200mの間の猿田川の区域
6. 奥三面ダム上流端から上流200m、下流端から下流200mの間の三面川の区域
7. 種川（通称）の区域（保護区域）
8. 滝矢川及びその支流の区域（保護区域）

以上、１月１日から12月31日まで

| （魚種） | （漁具漁法） | （遊漁期間） | （全長制限） |
|---|---|---|---|
| あゆ | 手かぎ(1本)<br>竿釣(1本(どぶ釣りの釣針1本以内、えさ釣りは禁止)) | 6/16～11/30の間で組合が公表する期間<br>(10/1～10/7を除く) | 12cm以下 |
| こい | 竿釣(1本) | 1/1～12/31 | － |
| ふな | | | － |
| わかさぎ | | | － |
| いわな | | 3/1～9/30 *2 | 15cm以下 |
| やまめ | | | |
| さくらます *1 | 竿釣(1人1本) | 3/1～6/15 | － |

*1 さくらますの遊漁については64ページ参照
*2 三面川ダムより下流の三面川本流区域及び曇ノ上橋より下流の高根川本流区域は6/16～9/30

| （魚種） | （遊漁料の額）※ | | |
|---|---|---|---|
| | 日券 | 年券 | 備　考 |
| あゆ | 2,000円<br>〔2,000円〕 | 10,000円<br>〔2,000円〕 | 消費税抜<br>18歳以下及び女性：無料<br>肢体不自由者：半額 |
| こい | 1,500円<br>〔2,000円〕 | 5,000円<br>〔2,000円〕 | |
| ふな | | | |
| わかさぎ | | | |
| いわな | | | |
| やまめ | | | |
| さくらます、いわな、やまめ *1 | － | 19,000円 | |

※〔　〕は遊漁場において漁場監視員に納付するときの加算額

（遊漁料納付場所）

組合事務所（村上市若葉町）、大滝清治（西興屋）、こどもや釣具店（古渡路）、ジャック三春屋（泉町）、須貝時栄（茎太）、セブンイレブン小川店（小川）、セブンイレブン猿沢店（猿沢）、相馬博隆（高根）、おとり高橋（小川）、フィッシャーズ村上店（仲間町）、前田商店（下新保）、鮭屋(佐藤利男)（新屋）、平田おとり販売所（十川裏）、セブンイレブン山辺里インター店（山辺里）、組合が指定するオンラインシステム

村上市荒島144-24　TEL.0254-62-1163　FAX.0254-62-1190
http://gyokyo.org/

## 内共第４号（荒川）

（漁場区域）

村上市と胎内市との境界から上流新潟県と山形県との境界に至る荒川及びその支川の区域。
ただし、村上市海老江地内港橋上流端から上流120mの線（北緯38度08分31.3秒　東経139度24分42.8秒と北緯38度08分31.7秒　東経139度24分42.2秒）から上流の乙大日川を除く。

（禁止区域・期間）

1. 大石ダム堤体上流端から上流150mの区間、堤体及び堤体下流端から黒岩頭首工まで
2. 荒川水力岩船発電所ダム堰堤上流50m、下流200m
3. 東北電力鷹ノ巣発電所ダム堰堤上流50m、下流300m
4. 荒川頭首工、村上市内荒川用水取入堰上流端から上流50m、下流端から下流300m（魚道を含む）

以上、１月１日から12月31日まで

| （魚種） | （漁具漁法） | （遊漁期間） | （全長制限） |
|---|---|---|---|
| あゆ | 手釣(1本)<br>竿釣(長さ10mまでのもの3本以内（あゆ、いわな、やまめは1本)) | 公示の日～9/30及び10/8～11/30の間で組合が公表する期間 | 12cm以下 |
| こい | | 1/1～12/31<br>(4/1～6/15本流は除く) | 15cm以下 |
| ふな | | | 7cm以下 |
| うぐい | | | 10cm以下 |
| うなぎ | | | 30cm以下 |
| いわな | | 4/1～9/30<br>(4/1～6/15本流は除く) | 15cm以下 |
| やまめ | | | |
| かじか | タモ網(1本) | 6/1～12/31<br>(4/1～6/15本流は除く) | 3cm以下 |
| もくずがに | かにかご(1人10個以内(1個当たり0.063㎥以内)) | 3/1～5/31及び<br>9/1～12/31 | － |
| さくらます *1 | 竿釣(1人1本) | 3/1～6/15 | － |

*1 さくらますの遊漁については65ページ参照

| （魚種） | （遊漁料の額）※ | | |
|---|---|---|---|
| | 日券 | 年券 | 備　考 |
| あゆ | 2,000円<br>〔2,000円〕 | 8,000円<br>〔2,000円〕 | 消費税込<br>小学生以下：無料<br>中学生：半額<br>肢体不自由者：半額 |
| こい | 1,000円<br>〔2,000円〕 | 5,000円<br>〔2,000円〕 | |
| ふな | | | |
| うぐい | | | |
| うなぎ | | | |
| いわな | | | |
| やまめ | | | |
| かじか | | | |
| もくずがに | － | 4,000円 | |
| さくらます *1 | － | 20,000円 | 中学生以下及び女性は無料 |

※〔　〕は遊漁場において漁場監視員に納付するときの加算額

（遊漁料納付場所）

組合事務所（村上市荒島）、本間釣具店（新潟市西区山田）、

組合が指定するオンラインシステム、組合が指定した店舗及び者

## 内共第５号（胎内川）

（漁場区域）

胎内市地内国道113号胎内大橋下流端から下流300ｍの線（北緯38度06分04.4秒 東経139度22分08.6秒と北緯38度05分59.3秒 東経139度22分02.4秒）から上流の胎内川及びその支流の区域。

（禁止区域・期間）

1.胎内市下荒沢地内新潟県企業局胎内第一発電所取水えん堤上流端から上流150m、同えん堤下流端から下流300mの区域
2.胎内市下荒沢地内新潟県企業局胎内第一発電所放水口から上流50m、下流200mの区域
3.胎内市下荒沢地内新潟県企業局胎内第二発電所取水えん堤上流端から上流200m、同えん堤下流端から下流300mの区域
4.胎内市熱田坂地内胎内川第一号砂防ダムえん提上流端から上流200m、同えん堤下流端から下流300mの区域
5.胎内市下荒沢地内胎内川ダムえん堤上流端から上流400m、同えん堤下流端から下流300mの区域
6.胎内市坪穴地内東北電力株式会社黒川発電所えん提上流端から上流200m、同えん提下流端から下流300mの区域
7.胎内市下赤谷地内樽ヶ橋上流端から上流100m、下流端から下流500mの区域
8.胎内市下荒沢地内奥胎内ダムえん提上流端から上流400m、同えん提下流端から下流100mの区域
以上、1月1日から12月31日まで

| （魚種） | （漁具漁法） | （遊漁期間） | （全長制限） |
|---|---|---|---|
| あゆ | 手釣(1本)<br>竿釣(1本)<br>ごろがけ | 7/10～9/30及び<br>10/8～11/30<br>（ただし、ごろがけは8/1～9/30及び10/8～11/30） | ― |
| こい | | *2<br>1/1～12/31 | 15cm以下 |
| ふな | | | 10cm以下 |
| うぐい | | | |
| にじます | | *3<br>3/1～9/30 | 15cm以下 |
| いわな | | | |
| やまめ | | | |
| かじか | | *4<br>1/1～12/31<br>（4/11～4/20を除く） | ― |
| *1<br>さくらます | 竿釣(1人1本) | 3/16～6/15 | ― |

*1 さくらますの遊漁については66ページ参照

*2,*3,*4 東北電力株式会社黒川発電所えん提までは6/16～9/30

| （魚種） | （遊漁料の額）※ | | |
|---|---|---|---|
| | 日券 | 年券 | 備　考 |
| あゆ | 1,500円<br>〔1,000円〕 | 6,000円<br>〔1,000円〕 | 消費税込<br>中学生以下：無料<br>肢体不自由者：半額 |
| こい | | | |
| ふな | | | |
| うぐい | | | |
| にじます | | | |
| いわな | | | |
| やまめ | | | |
| かじか | | | |
| *1<br>さくらます | ― | 20,000円 | |

※〔　〕は遊漁場において漁場監視員に納付するときの加算額

（遊漁料納付場所）

組合事務所（胎内市下赤谷）、奥胎内ヒュッテ（下荒沢）、ロイヤル胎内パークホテル（夏井）、坂上おとり店（鼓岡）、デイリーヤマザキ下越黒川店（近江新）、たるが橋観光交流センター（下赤谷）、越竿洞釣具店（本町）、上州屋新潟女池店（新潟市中央区女池神明）、フィッシャーズ黒埼店（西区山田）、同竹尾IC店（東区はなみずき）、同村上店（村上市仲間町）、平田おとり店（山居町）、トビヌケ新潟店（新潟市東区浜谷町）、鈴木釣具店（聖籠町蓮野）、組合が指定するオンラインシステム

新発田市住田510　TEL.0254-33-3108　FAX.0254-33-3930

## 内共第６号（加治川）

（漁場区域）

次の基点第３号と基点第４号とを結んだ線から上流の加治川及びその支川の区域。
基点第３号 北緯38度01分14.5秒 東経139度16分53.6秒（基点第４号の対岸）
基点第４号 北蒲原郡聖籠町次第浜地先次第浜地区船溜場敷地上流端（北緯38度01分10.6秒 東経139度16分45.4秒）

（禁止区域・期間）

1. 新発田市地内加治川右岸頭首工（旧 大庄屋江頭首工）堰堤上流端から上流50m、下流端から下流100mの間の区域（魚道を含む）。
2. 新発田市地内加治川第一頭首工堰堤上流端から上流50m、下流端から下流150mの間の区域（魚道を含む）。
3. 新発田市地内加治川第二頭首工堰堤上流端から上流150m、下流端から下流300mの間の区域（魚道を含む）。
4. 新発田市滝谷地内飯豊川第二発電所（風穴発電所）堰堤上流端から上流100m、下流端から下流150mの間の区域。
以上、1月1日から12月31日まで

| （魚種） | （漁具漁法） | （遊漁期間） | （全長制限） |
|---|---|---|---|
| あゆ | 手釣<br>竿釣<br>ごろかけ | 6/16～9/30及び<br>10/8～11/30の間で<br>組合が公表する期間 | ― |
| いわな | 手釣<br>竿釣 | *2<br>3/1～9/30 | 15cm以下 |
| やまめ | | | |
| *1<br>さくらます | 竿釣(1人1本) | 3/16～5/31 | ― |

*1 さくらますの遊漁については67ページ参照

*2 第一頭首工より下流の加治川本流の区域は5/1～9/30

| （魚種） | （遊漁料の額）※ | | |
|---|---|---|---|
| | 日券 | 年券 | 備　考 |
| あゆ | あゆ・いわな・やまめ<br>2,000円<br>〔500円〕 | あゆ・いわな・やまめ<br>8,000円<br>〔500円〕 | 消費税込<br>中学生以下：無料<br>肢体不自由者：半額 |
| いわな | いわな・やまめ<br>1,000円<br>〔500円〕 | いわな・やまめ<br>5,000円<br>〔500円〕 | |
| やまめ | | | |
| *1<br>さくらます | ― | 20,000円 | |

※〔　〕は遊漁場において漁場監視員に納付するときの加算額

（遊漁料納付場所）

組合事務所（新発田市住田）、クラシマ釣具店（中央町）、伊藤文彦（岡田）、鈴木釣具店（聖籠町蓮野）、上州屋新潟女池店（新潟市中央区女池神明）、トビヌケ新潟店（東区浜谷町）、フィッシャーズ黒埼店（西区山田）、同竹尾店（東区はなみずき）、同村上店（村上市仲間町）

## 福島潟・新井郷川漁業協同組合

新潟市北区内沼甲1192　TEL.025-386-2109　FAX.025-386-2109

### 内共第７号（新井郷川分水路、新井郷川、福島潟）

（漁場区域）

次の基点第５号と基点第６号とを結んだ線から上流の新井郷川分水路、新井郷川、福島潟及びその支川の区域と１号排水溝及び大荒川からの分派点から下流福島潟への流入点までの大通川の区域。ただし、派川新井郷川分水路、派川加治川、通称胡桃山放水路、福島潟放水路、新発田川放水路、太田川との合流点から上流の新発田川、新潟市北区上堀田地内上堀田橋上流端から上流の駒林川、新発田市戸板沢地内旭橋上流端から上流の松岡川及び新発田市月岡温泉地内神明橋上流端から上流200メートルの線（北緯37度53分02.5秒 東経139度18分48.9秒 と 北緯37度53分01.7秒 東経139度18分49.3秒）から上流の荒川川、新潟市北区上堀田地内上大月・平林１号橋上流端から上流の１号排水溝を除く。
基点第５号 新潟市北区松浜町3500番地地先の松浜海岸堤防西端（新井郷川分水路右岸）（北緯37度57分55.9秒 東経139度08分41.1秒）
基点第６号 新潟市北区松浜みなと地内の松浜海岸堤防東端（新井郷川分水路左岸）（北緯37度57分54.8秒 東経139度08分38.2秒）

（禁止区域・期間）

1.福島潟土地改良区第二排水機場量水計を中心とした半径200m内の区域
2.福島潟土地改良区第二排水機場量水計より正面堤防沿い上流60mの点を中心とした半径200m内の福島潟の区域
以上、１月１日から12月31日まで

| （魚種） | （漁具漁法） | （遊漁期間） | （全長制限） |
|---|---|---|---|
| こい | 手釣<br>竿釣（1人3本以内） | 1/1～12/31 | 15cm以下 |
| ふな | | | 5cm以下 |
| もくずがに | かに籠<br>(1人1個以内) | 9/1～4/30 | 甲羅径<br>5cm以下 |

| （魚種） | （遊漁料の額） | | |
|---|---|---|---|
| | 日券 | 年券 | 備　考 |
| こい | 300円 | 1,500円 | 消費税込<br>小学生以下：無料<br>中学生：半額<br>肢体不自由者：半額 |
| ふな | | | |
| もくずがに | － | 3,000円 | |

（遊漁料納付場所）

長谷川哲夫（北区新島甲265番地）及び組合が指定した者

## 松浜内水面漁業協同組合

新潟市北区松浜7丁目3641　TEL.025-259-2035　FAX.025-259-3775

## 新潟市大形地区漁業協同組合

東蒲原郡阿賀町石間4335-52　TEL.0254-99-5105　FAX.0254-99-5106

## 阿賀野川漁業協同組合

東蒲原郡阿賀町石間3881-4　TEL.0254-99-1031　FAX.0254-99-1035

http://www.aganogawa.jp/

## 東蒲原郡漁業協同組合

東蒲原郡阿賀町豊川甲236番地　TEL.090-2630-2051（副組合長 眞田）

http://www.toconamigawa.jp

### 内共第８号（阿賀野川）

（漁場区域）

次の基点第７号と基点８号とを結んだ線から上流新潟県と福島県との県境に至る阿賀野川及びその支流の区域。
基点第７号 基点６号から西向き270ｍの堰堤上の点（阿賀野川右岸）（北緯37度57分52.1秒 東経139度08分27.8秒）
基点第８号 新潟市東区松浜町地内阿賀野川左岸護岸の東端（阿賀野川左岸）（北緯37度57分43.6秒 東経139度07分23.3秒）

（キャッチ＆リリース区間）

いわな、やまめについては、常浪川の太田橋上流域及び支流の区域で9月1日から9月30日までの期間においては、採捕した魚の所持又は販売をしてはならず、その場で再放流しなければならない。

（アユ友釣り専用区域）

次に掲げる常浪川流域・新谷川流域を友釣り専用区とする。
・長木橋下流から常浪橋の間
・太田橋上流300ｍ下流から高清水橋上流500ｍの間（通称、松林の間）
・栃堀橋から高出橋下流300ｍの間
・細越橋下流から600ｍまでの間（3つ目の床止めまで）
・五十沢橋下流200ｍの床止めから新谷川河口までの間



（禁止区域・期間）

1. 五泉市、阿賀野市地内安田橋下流端から下流1,000ｍまでの阿賀野川の区域
　10月８日から10月31日まで
2. 阿賀町合川用水ダムから常浪川合流点に至る区域
3. 阿賀野川水系早出川田川内発電所取水堰堤上流100ｍ、下流200ｍの区域
4. 阿賀野川水系阿賀野川頭首工（小松）上流端から上流60ｍ、下流端から下流200ｍの間の阿賀野川の区域
5. 飯豊山周辺森林生態系保護地域の保存地区
6. 阿賀町岡沢字屋敷平（新谷地内）新谷川１号堰堤から新谷川２号堰堤までの区域（新谷川沿釣堀）
7. 新潟市秋葉区地内の満願寺閘門と小阿賀樋門の中間に位置する護岸突堤部より阿賀野川本川方向へ50ｍ、同上流方向へ80ｍ、同下流方向へ100ｍ、以上の３点を弧で結んだ区域内
8. 阿賀野市地内国道290号に架かる都辺田橋下流端から上流の都辺田川及びその支流の区域（陸上自衛隊大日原演習場）
9. 阿賀野市地内国道290号に架かる大室橋下流端から上流の大日川及びその支流の区域（陸上自衛隊大日原演習場）
　上記2～9、１月１日から12月31日まで

内共第８号（**阿賀野川**）

| （魚種） | （漁具漁法） | （遊漁期間） | （全長制限） |
|---|---|---|---|
| あゆ | 徒手採捕、手釣、竿釣、たも網、投網(網目1.3cm以上、支流は網の長さ3m以下)、筒(かじかのみ、1人2個以内)、ヤス(かじかのみ) | 7月第1日曜日～10/31　*1<br>(10/1～10/7を除く) | ― |
| こい | | 6/21～翌年5/31 | 15cm以下 |
| ふな | | | 7cm以下 |
| うぐい | | 1/1～12/31 | |
| にじます | | 3/1～9/30 | 15cm以下 |
| いわな | | | |
| やまめ | | | |
| かじか | | 5/1～翌年3/31 | 4cm以下 |
| もくずがに | かに籠（1人3個以内） | *2 *3 | 甲幅<br>5cm以下 |

*1 常浪川・新谷川にアユの友釣り専用区あり

*2 阿賀野川の左岸新潟市江南区蔵岡地内上境、小杉地内下境から河口までの阿賀野川の区域及び阿賀野川の右岸新潟市北区胡桃山排水機場から河口までの阿賀野川の区域は1/1～3/31

*3 阿賀野川の左岸新潟市江南区蔵岡地内上境、小杉地内下境から上流の阿賀野川及び支流の区域及び阿賀野川の右岸新潟市北区胡桃山排水機場から上流の阿賀野川及び支流の区域は7/1～12/31

（遊漁料納付場所）

各組合事務所、阿賀野川漁業協同組合連合会（阿賀町石間）、藤井釣具店（五泉）、高橋釣具店（新潟・秋葉区）、鈴木釣具店（聖籠町）、関口釣具店（阿賀野）、物井釣具店（福島県）、上州屋（新潟女池店・赤道店・会津若松店）、本間釣具店（黒埼店・竹尾店）、山内釣具店（会津坂下町）、長谷川おとり（常浪川）、Fishing-hut（阿賀町鹿瀬）、



| （魚種） | （遊漁料の額）※ | | |
|---|---|---|---|
| | 日券 | 年券 | 備　考 |
| あゆ | 徒手採捕、手釣、竿釣、たも網、ヤス、筒<br>2,000円<br>〔2,000円〕 | 徒手採捕、手釣、竿釣、たも網、ヤス、筒<br>6,000円<br>〔2,000円〕<br><br>徒手採捕、手釣、竿釣、たも網、投網、ヤス、筒<br>7,000円<br>〔2,000円〕 | 消費税込<br>年券購入の場合は写真が必要(5cm×4cm)<br>高校生又は18歳以下：無料<br>肢体不自由者：半額 |
| こい | | | |
| ふな | | | |
| うぐい | | | |
| にじます | | | |
| いわな | | | |
| やまめ | | | |
| かじか | | | |
| もくずがに | ― | 6,600円<br>〔2,000円〕 | |

※〔　〕は遊漁場において漁場監視員に納付するときの加算額

トビヌケ新潟店（東区）、風間釣具店（新潟・中央区）、鮎久（五十嵐おとり）（阿賀町）、五頭山麓うららの森（村杉）、せいの屋（五泉）、セブンイレブン（五泉論瀬店、阿賀野保田店、五泉船越店、阿賀三川店、津川店）、ローソン（安田小松店）、ヤマザキショップ（みかわ中嶋店・阿賀町白崎）、ファミリーマート（津川平堀店）

新潟市中央区清五郎417　TEL.025-286-4971　FAX.025-286-4971

## 内共第９号（鳥屋野潟）

（漁場区域）

新潟市江南区亀田大月３丁目、新潟市江南区山二ツ地内月見橋下流端から新潟市中央区紫竹山地内排水せきに至る栗ノ木川、鳥屋野潟及び清五郎潟の区域。ただし、鳥屋野潟にあっては中央区神道寺字鳥屋野潟439～443、高志１丁目1510の11511、小張木３丁目24、25、小張木字鳥屋野潟縁349の２～14、349の22、桜木町45の１、45の５～７、175の４、175の８、438、1301の２、1311の９、1311の26、1311の38、1311の39、1333の３、1394の５、1394の６、1394の７～９、1394の33、34、1396の２、3612の２、3613の２、3614の１、２、3615、3618の１、２、3619の１～３、3620の１～４、3622の１、3623の１、２、４、７～９、3624の１～８、3625、3630の１、２、3631の１、２、3632の２～５、3633の６～10、12、3634の１、３～５、3635、3636の２～６、3637の１、3638の１、２、3639の１、２、紫竹山字鳥野378の２、415の２、３、416の１、２、紫竹山字鳥屋野潟762、763、764の１、２、清五郎川東237の２、清五郎字鳥屋野潟乙770～780、乙782、乙799の１～７、13、15、曽川字鳥屋野潟甲3653、甲3654、甲3659、甲3663、甲3678、太右エ門新田字鳥屋野潟471～482、俵柳字鳥屋野潟780～790、鳥屋野潟字鴨田745の１、鳥屋野潟字鳥屋野潟731、732の１、732の２、732の３、733、734、735の１、736の１～13、737の１、740の１、741の１、743の１～６、744の１～３、748の１～５、749の１、２、750、751の１、752の１、

| （魚種） | （漁具漁法） | （遊漁期間） | （全長制限） |
|---|---|---|---|
| こい | 手釣<br>竿釣<br>投網 | 1/1～12/31 | 15cm以下 |
| ふな | | | 7cm以下 |

（遊漁料納付場所）

組合事務所（新潟市中央区清五郎）及び組合が指定した者

（漁場区域（つづき））

長潟１丁目1287の１～４、1287の子、1292、1293の１、２、1294、1295の１～３、乙783、乙784の１、２、乙785の１、２、４、５、乙787の１、２、乙789の１、３～５、乙790の１～３、乙791、乙792の１、２、乙793、乙794の１～７、９～49、51～80、乙797、乙799の８～12、14、乙800、乙801～828、長潟大場723の１、760の４、弁天橋通１丁目1512、丸潟新田字鳥屋野潟縁1508、女池字鳥屋野潟3606、3610、3641、女池南３丁目344の２～５、345、3520の乙丑、3557の２、3558の２～４、3559の１、3560の１、3561の１、3596の１、3597の１、3600の１、3601の１、3604、3611の１、２、3611の丙、江南区楚川字鳥屋野潟甲1254～1257及び鳥屋野潟放水路を除く。

（禁止区域・期間）

なし

| （魚種） | （遊漁料の額） | | |
|---|---|---|---|
| | 日券 | 年券 | 備　考 |
| こい | 手釣、竿釣<br>100円 | 手釣、竿釣<br>1,000円<br>投網 3,000円 | 消費税込<br>幼児：無料<br>小中学生：半額<br>肢体不自由者：半額 |
| ふな | | | |

新潟市江南区平賀字酒座川原967　TEL.025-280-6143 FAX.025-280-6143

内共第１０号（信濃川）

（漁場区域）

新潟市中央区昭和大橋上流端から上流、秋葉区小須戸地内小須戸橋下流端に至る信濃川、小阿賀野川、鷲ノ木大通川及び中之口川の区域。
ただし、関屋分水路、新潟市江南区地内信濃川大橋下流端から上流の鷲ノ木大通川、覚路津大通川、東大通川、西蒲区中之口地内、南区白根地内新飯田橋下流端から上流の中之口川、秋葉区新津地内、江南区横越地内ＪＲ東日本鉄道信越線下り線鉄橋下流端から上流秋葉区新津地内、江南区横越地内小阿賀橋上流端までの小阿賀野川の区域を除く。

（禁止区域・期間）

新潟市秋葉区新津地内、江南区横越地内小阿賀樋門下流端から300ｍまでの小阿賀野川の区域
　以上、１月１日から12月31日まで

| （魚種） | （漁具漁法） | （遊漁期間） | （全長制限） |
|---|---|---|---|
| こい | 手釣<br>竿釣 | 1/1～12/31 | 15cm以下 |
| ふな | | | 5cm以下 |
| もくずがに | かにかご(5個1ヵ統とし、1人6ヵ統まで) | 1/1～5/31及び<br>10/1～12/31 | 甲幅<br>5cm以下 |

| （魚種） | （遊漁料の額） | | |
|---|---|---|---|
| | 日券 | 年券 | 備　考 |
| こい | 300円 | 3,000円 | 消費税込<br>幼児：無料<br>小中学生：半額<br>肢体不自由者：半額 |
| ふな | | | |
| もくずがに | － | 3,000円 | |

（遊漁料納付場所）

組合事務所（新潟市江南区平賀）

**内共第１０号（加茂川）**

（漁場区域）

新潟市秋葉区小須戸地内小須戸橋から上流、三条市大字柳川新田悪戸尻336番地三条郷土地改良区柳川排水機場跡地と対岸とを結んだ線に至る信濃川、加茂川、下条川及び支川の区域

（禁止区域・期間）

1. 加茂川の芦の出頭首工堰堤下流端から下流日吉橋まで1,000mの区域
2. 下条川ダムのめがね橋の上下流の区域（上流へ100m、下流へ30m）
3. 信濃川の三条市地内大島頭首工上流端から上流47m、下流端から下流126mの区域

以上、１月１日から12月31日まで

| （魚種） | （漁具漁法） | （遊漁期間） | （全長制限） |
|---|---|---|---|
| あゆ | 手釣<br>竿釣 | 7/1～11/30の間で組合が公表する期間（10/1～10/7を除く） | 15cm以下 |
| いわな | | 3/1～9/30 | |
| やまめ | | | |

| （魚種） | （遊漁料の額）※ | | |
|---|---|---|---|
| | 日券 | 年券 | 備　考 |
| あゆ | 1,000円<br>〔1,000円〕 | 5,000円<br>〔1,000円〕 | 消費税込<br>中学生以下：無料<br>肢体不自由者：無料 |
| いわな | | | |
| やまめ | | | |

※〔　〕は遊漁場において漁場監視員に納付するときの加算額

（遊漁料納付場所）

組合七谷ふ化場（加茂市大字長谷）、中長時時計店（殻町）、

栢森釣具店（赤谷）、本間養魚場（宮寄上）

## 五十嵐川漁業協同組合

三条市高岡651　TEL.0256-38-4067　FAX.0256-38-4182
http://www.ikarashigawa.com/

### 内共第１０号（五十嵐川）

（漁場区域）

三条市柳川新田悪戸尻336番地三条郷土地改良区柳川排水機場跡地と対岸とを結んだ線から上流信濃川と刈谷田川との合流点に至る信濃川、旧西蒲原郡中之口村、旧白根市地内新飯田橋から上流の中ノ口川、五十嵐川およびその支川の区域。
ただし、次の支川を除く。貝喰川、中之島川。

（キャッチ＆リリース区間）

いわな、やまめ、にじますについては、早水地内新守門橋から遅場地内逆橋までの区域で3月1日から9月30日までの期間においては、採捕の尾数を3尾以内とし、3尾を超えた場合はその場で再放流しなければならない。

にじますについては、清流大橋から守門川・五十嵐川の合流地点までの区域で通年（1/1～12/31）採捕した魚の所持又は販売をしてはならず、その場で再放流しなければならない。

| （魚種） | （漁具漁法） | （遊漁期間） | （全長制限） |
|---|---|---|---|
| あゆ | 竿釣(1人1竿、こい釣1人3竿)<br>竿ころがし釣・ルアー(1人1竿、いずれもあゆに限る)<br>投網・三角網・ヤス(1人1統、ヤスはかじかに限る) | 6/16～11/30の間で *1<br>組合が公表する期間 | 12cm以下 |
| こい | | 1/1～12/31 | 15cm以下 |
| うぐい | | | 10cm以下 |
| にじます | | 1/1～12/31 *2<br>(2月は禁漁のため除く) | 15cm以下 |
| いわな | | 3/1～9/30 | |
| やまめ | | | |
| かじか | | 1/1～12/31<br>(4/11～4/20を除く) | 4cm以下 |

*1 友釣りは7/1午前6時～11/30まで、ゴロ掛けは9/10午前6時～11/30までとする。ただし、渡瀬橋より上流の区域は10/1～10/7まで、渡瀬橋より下流の区域は10/1～10/14までを禁漁とする。

*2 守門川と五十嵐川の合流地点から信濃川と五十嵐川の合流地点までの五十嵐川本流のみ。

（遊漁料納付場所）

組合事務所（三条市高岡）、組合が指定するオンラインシステム、



（禁止区域・期間）

1. 三条市北五百川地内側と長野地内側に架かる八木橋中心より上流200m、下流400mの間の区域内。
2. 三条市長野地内の守門川第２号堰堤上流端より上流へ100m、下流端より下流へ200mの間の区域内。
3. 三条市笠堀地内の笠堀ダム、下流端より下流へ500mの区域内。
4. 三条市籠場地内側から三条市高岡地内側に構築されている籠場頭首工堰のゲートより上流50m、下流100mの間の区域内。
5. 三条市内の信濃川本流に築造されている蒲原大堰ゲートより上流200m、下流400mの間の区域内。
6. 燕市地内の中之口川に築造されている中之口川水門のゲートより上流200m、下流400mの間の区域内。
7. 三条市内の信濃川本流に築造されている大島頭首工の上流端より上流の加茂川漁業協同組合の漁業権行使区域（47.0m）の境界から上流103.0mの区域内。
8. 三条市早水地内の守門川第３号堰堤上流端より上流へ50m、下流端より下流へ100mの間の区域内。
9. 三条市吉ヶ平地内の守門川第６号堰堤から守門川第７号堰堤までの守門川及び県道183号線の堰江橋上流端より上流30mの魚止の滝から守門川との合流点までのアバラシ沢の区域。

※第６号堰堤から第７号堰堤の区域内に第１号堰堤と第９号堰堤があります。全て禁止区域となりますのでご注意ください。
　以上、１月１日から12月31日まで

| （魚種） | （遊漁料の額）※ | | |
|---|---|---|---|
| | 日券 | 年券 | 備　考 |
| あゆ | 2,000円<br>〔1,000円〕 | 10,000円 | 消費税込<br>中学生以下：無料<br>肢体不自由者：半額 |
| こい | 1,000円<br>〔1,000円〕 | 4,000円<br>〔1,000円〕<br>投網・三角網<br>年券なし | |
| うぐい | | | |
| にじます | | | |
| いわな | 4,000円 *2<br>〔1,000円〕 | | |
| やまめ | | | |
| かじか | | | |

※〔　〕は遊漁場において漁場監視員に納付するときの加算額

*2 投網（あゆ、こい、うぐい）、三角網（かじか）の場合

その他組合が指定する釣具店及び遊漁承認証販売店

## 刈谷田川漁業協同組合

長岡市栃堀6044　TEL.0258-86-7224　FAX.0258-86-7224

### 内共第１０号（刈谷田川）

（漁場区域）

三条市鬼木横道3373番地６と長岡市地内字大沼新田に架設してある改修橋下流端から上流の刈谷田川及びその支川の区域。

（禁止区域・期間）

1. 刈谷田川ダム下流端から下流虎谷川との合流点まで。
2. 刈谷田川と増沢川との合流点から上流700m。但し、ふるさと交流広場脇、階段式護岸40m区間を除く。（栃尾フィッシングパーク）

以上、１月１日から12月31日まで

| （魚種） | （漁具漁法） | （遊漁期間） | （全長制限） |
|---|---|---|---|
| あゆ | 竿釣(1人3本以内(あゆ、にじます、いわな、やまめの遊漁は1人1本以内)) | 1/1～12/31<br>(1/1～6/15及び10/1～10/7を除く) | ― |
| こい | | 1/1～12/31 | 15cm以下 |
| ふな | | | 7cm以下 |
| うぐい | | | |
| にじます | | 3/1～9/30 | ― |
| いわな | | | 15cm以下 |
| やまめ | | | |

| （魚種） | （遊漁料の額）※ | | |
|---|---|---|---|
| | 日券 | 年券 | 備　考 |
| あゆ | 1,000円<br>〔800円〕 | 5,000円<br>〔800円〕 | 消費税込<br>中学生以下：無料<br>肢体不自由者：無料 |
| こい | 800円<br>〔800円〕 | 4,000円<br>〔800円〕 | 中学生でにじます、いわな、やまめを遊漁するときは半額 |
| ふな | | | |
| うぐい | | | |
| にじます | | | |
| いわな | | | |
| やまめ | | | |

※〔　〕は遊漁場において漁場監視員に納付するときの加算額

（遊漁料納付場所）

組合事務所（長岡市栃堀）、ミサワスポーツ店（長岡市金町）、刈谷田ドライブイン（長岡市栃堀）、

栃尾観光協会（道の駅R290とちお）、栃尾フィッシングパーク（長岡市栃堀）、組合が指定するオンラインシステム

魚沼市佐梨1105-16　TEL.025-792-0261　FAX.025-792-5224
http://www.uonuma-gyokyou.or.jp/

## 内共第１０号（魚野川）

（漁場区域）

三条市今井（旧栄町大字今井）地内蒲原大堰上流端から上流の信濃川及びその支川の区域と、新潟市（旧白根市、旧中之口村地内）の新飯田橋上流端から上流の中ノ口川の区域。
ただし、貝喰川、中之島川、西川、大河津分水路、黒川、栖吉川、柿川及び長岡市塚野山地内の小坂橋下流端から上流の渋海川、三条市（旧栄町）鬼木横道3373番地6に架設してある改修橋下流端から上流の刈谷田川、右岸十日町市地内ならさわ川との合流点に管理者が対岸に設置した標柱とを見通した線から上流の信濃川及び十日町市（旧中里村）と南魚沼郡湯沢町との境界から下流の清津川を除く。

| （魚種） | （漁具漁法） | （遊漁期間） | （全長制限） |
|---|---|---|---|
| あゆ | 竿釣(1人3本以内(あゆは1人1本)) | 公示の日～11/30<br>(10/1～10/7を除く) | ― |
| こい | | 1/1～12/31<br>(6/10～6/20を除く) | 15cm以下 |
| ふな | | | 7cm以下 |
| うぐい | | 1/1～12/31<br>(5/11～5/20を除く) | |
| にじます | | 3/1～9/30まで | 15cm以下 |
| いわな | | | |
| やまめ | | | |
| うなぎ | | 1/1～12/31<br>(期間内で理事が定める日まで) | 25cm以下 |
| かじか | 竿釣(3本以内)、ヤス(1本)、たも網(1本)、徒手採捕 | 1/1～12/31<br>(4/10～4/20を除く) | 6cm以下 |

（キャッチ＆リリース区間の設置）

いわな、やまめ、にじますについては、内共第10号区域内にある次の区域で3月1日から9月30日までの期間においては、採捕した魚の所持又は販売をしてはならず、その場で速やかに再放流しなければならない。
①南魚沼市石打地内魚野川に架かる市道橋五十嵐橋上流端から上流1,600mの区域
②南魚沼市長崎地内魚野川支流登川に架かる県道橋沢口橋上流端から上流蟹沢（砂防）堰堤までの区域



（禁止区域・期間）

次ページ参照

| （魚種） | （遊漁料の額）※ | | |
|---|---|---|---|
| | 日券 | 年券 | 備　考 |
| あゆ | 2,750円<br>〔2,000円〕 | 16,500円 | 消費税込<br>小、中学生：無料<br>身体障がい者手帳を有する肢体不自由者及び療育手帳を有する者：申請により半額<br>女性：半額<br>組合管内に住所を有する19歳未満の高校生：申請により無料 |
| こい | 2,150円<br>〔2,000円〕<br>にじます、いわな、やまめを除く<br>600円<br>〔600円〕 | 9,500円<br>にじます、いわな、やまめを除く<br>3,050円 | |
| ふな | | | |
| うぐい | | | |
| にじます | | | |
| いわな | | | |
| やまめ | | | |
| うなぎ | | | |
| かじか | | | |

※〔　〕は遊漁場において漁場監視員に納付するときの加算額

（遊漁料納付場所）

組合事務所（魚沼市佐梨）、魚沼漁業協同組合の委託納付場所（分会長・支部長宅・旅館・食堂、コンビニエンスストア、オンラインシステム、監視員、その他）、漁場監視員が監視又は取り締まる場所

内共第１０号（魚野川）

（禁止区域・期間）

| 名　称 | 区　域 | 河川名 |
|---|---|---|
| 小千谷発電所放水口 | 小千谷市地内東日本旅客鉄道株式会社小千谷発電所放水口から上流25mの点、同点から13度を見通した対岸に知事が建設した標柱及び放水口から下流160mの点を結ぶ線によって囲まれた区域（発電所放水路を含む） | 信濃川 |
| 洗堰 | 燕市分水地内信濃川新洗堰上流端から下流400mの間の区域 | 信濃川 |
| 大河津分水固定堰上流域 | 燕市分水地内大河津分水路固定せき上流端から上流650m（右岸にあっては、1,050m）、下流端から下流1,400mの間の区域（魚道を含む） | 信濃川 |
| 石打発電所堰堤 | 湯沢町地内、東京電力株式会社石打発電所堰堤上流端から上流70m、下流端から松沢橋上流端までの間の区域（魚道を含む） | 魚野川 |
| 藪神発電所・第二藪神発電所堰堤 | 堰堤上流端から上流50m、下流端から下流250mの間の区間（魚道含む） | 破間川 |
| 上条発電所堰堤 | 堰堤上流端から上流100m、下流端から下流250mの間の区域（魚道を含む） | 黒又川 |
| 上条発電所堰堤 | 堰堤上流端から上流100m、下流端から下流400mの間の区域（魚道を含む） | 平石川 |
| 黒又川第１ダム | ダム上流端から上流500m、下流200mの区域 | 黒又川 |
| 黒又川第２ダム | ダム上流端から上流500m、下流300mの区域 | 黒又川 |
| 黒又川第２発電所放水口 | 放水口から下流700mの区域 | 黒又川 |
| 黒又川第１発電所放水口 | 放水口中心から半径50mの区域 | 破間川 |
| 第１末沢ダム | ダム上流端から上流200mの区域（この区域に末沢発電所放水口を含む） | 末沢川 |
| 湯之谷ダム | 堰堤上流端から上流100m、下流端から下流250mの間の区域 | 佐梨川 |
| 第２末沢ダム | ダム上流端から上流50mの区域 | 末沢川 |
| 平石ダム | ダム上流端から上流50mの区域 | 平石川 |



（禁止区域・期間）（つづき）

| 名　称 | 区　域 | 河川名 |
|---|---|---|
| 末沢取水路注水口 | 注水口中心から半径50mの区域 | 黒又川（黒又川第１貯水池内） |
| 内檜沢第１取水ダム<br>第２取水ダム | 取水ダム上流端からそれぞれ上流100m、下流端から下流50mの区域 | 内檜沢 |
| 足沢取水ダム | 取水ダム上流端から上流100m、下流端から下流50mの区域 | 末沢川支流足沢 |
| 妙見堰 | 小千谷市地内の国土交通省妙見堰上流2,500mから下流500mまでの区間（魚道及び閘門を含む） | 信濃川 |
| 三国川ダム | 南魚沼市清水瀬地内の国土交通省三国川ダム堤体上流端から上流500mの網場までの区間、堤体及び堤体下流端から下流200mのわらびの取水堰までの区間 | 三国川 |
| 蒲原大堰 | 三条市栄地内の国土交通省蒲原大堰上流端から上流200mの区域 | 信濃川 |
| 中ノ口川水門 | 燕市地内の国土交通省中ノ口川水門上流端から上流200m、下流端から下流400mの区域 | 中ノ口川 |
| 湯沢フィッシングパーク | 南魚沼郡湯沢町大字土樽地内、魚野川支流八知川294mの区域 | 八知川 |
| 城内フィッシングパーク | 南魚沼市下原地内魚野川支流清水川に架かる町道鱒川橋上流218mの区域 | 清水川 |
| 毛渡沢１号ダム | 左右両岸の副ダムより下流20mの区域（魚道を含む） | 毛渡沢 |
| 毛渡沢２号ダム | 左右両岸の副ダムより下流20mの区域（魚道を含む） | 毛渡沢 |
| 蓬沢２号ダム | 左岸の魚道内 | 蓬沢 |
| 大源太川下流砂防堰堤 | 副ダムより下流20mの区域（魚道を含む） | 大源太川 |
| 松川入川第２砂防堰堤 | 第２砂防堰堤より下流50m（副ダム、魚道含む） | 松川入川 |
| 二居湖 | 二居ダム上流端から上流500mおよび下流550m | 清津川 |
| カッサ湖 | カッサダム上流端からカッサ調整池満水位全域 | カッサ川 |
| 広神発電所 | 魚沼市小平尾地内広神ダム分水工室から下流200mの区域 | 和田川 |

以上、１月１日から12月31日まで

魚沼市佐梨1105-16　TEL.025-792-0261　FAX.025-792-5224
http://www.uonuma-gyokyou.or.jp/

## 内共第１１号（北ノ又川、恋ノ岐沢）

（漁場区域）

次の基点第９号と基点第10号とを結んだ線から上流の北ノ又川及びその支川（奥只見湖を含む。）、基点第11号と基点第12号とを結んだ線から上流の恋ノ岐沢及びその支川（奥只見湖を含む。）の区域。
基点第９号　北緯37度08分29.2秒　東経139度14分26.8秒
基点第10号　北緯37度07分51.3秒　東経139度14分16.7秒
基点第11号　北緯37度06分05.9秒　東経139度14分03.9秒
基点第12号　北緯37度05分59.6秒　東経139度14分05.0秒

| （魚種） | （漁具漁法） | （遊漁期間） | （全長制限） |
|---|---|---|---|
| こい | 竿釣(1人3本) | 1/1～12/31<br>(6/10～6/20を除く) | 15cm以下 |
| ふな | | | 7cm以下 |
| うぐい | | 1/1～12/31<br>(5/25～5/31を除く) | |
| にじます | | 4/21～9/30まで | 15cm以下 |
| いわな | | | |
| やまめ | | | |
| わかさぎ | | 1/1～12/31 | ― |

（キャッチ＆リリース区間での採捕尾数の制限）

いわな、やまめ、にじますについては、内共第11号に定める区域のうち奥只見湖の区域では、採捕の尾数を５尾以内とし、５尾を超えた場合はその場で再放流しなければならない。ただし、次の区域を除く。(4月21日から9月30日まで)
①魚沼市宇津野字北ノ岐地内石抱橋上流端から上流域の北ノ又川
②魚沼市宇津野字中ノ岐沢地内雨池橋上流端から上流域の中ノ岐川
③魚沼市下折立字赤ノ川表地内国有林265林班に設置した、電源開発株式会社の所有する送電線（只見幹線）鉄塔No.68と、同国有林268林班に設置した電源開発株式会社の所有する送電線（只見幹線）鉄塔No.69を結んだ線から上流域の恋ノ岐川



（禁止区域・期間）

次に掲げるアとイを結ぶ線から上流の北の又川及びその支川の区域
ア、魚沼市宇津野字北ノ又沢852番の20、北ノ又川右岸に管理者が建設した標柱の位置
イ、魚沼市宇津野字北ノ又沢852番の５、北ノ又川左岸に管理者が建設した標柱の位置
　以上、１月１日から12月31日まで

| （魚種） | （遊漁料の額）※ | | |
|---|---|---|---|
| | 日券 | 年券 | 備　考 |
| こい | 1,050円<br>〔525円〕 | 4,800円 | 消費税込<br>中学生以下：無料<br>肢体不自由者：半額 |
| ふな | | | |
| うぐい | | | |
| にじます | | | |
| いわな | | | |
| やまめ | | | |
| わかさぎ | | | |

※〔　〕は遊漁場において漁場監視員に納付するときの加算額

（遊漁料納付場所）

組合事務所（魚沼市佐梨）、同組合の委託納付場所（分会長宅、旅館、食堂、コンビニエンスストア、組合が指定するオンラインシステム、監視員、その他）

魚沼市佐梨1105-16　TEL.025-792-0261　FAX.025-792-5224
http://www.uonuma-gyokyou.or.jp/

## 内共第１２号（只見川）　※福島県との共有漁場

（漁場区域）

次に掲げる基点第13号とアとを結ぶ線から下流基点第14号とイとを結ぶ線までの只見川及びその支川の新潟県の区域。
ただし、福島県南会津郡檜枝岐村地内袖沢と只見川との合流点から上流魚沼市湯之谷及び福島県南会津郡檜枝岐村地内電源開発株式会社奥只見発電所堰提の上流500ｍの線までの区域並びに内共第11号の漁場の区域を除く。
基点第13号：新潟県、福島県及び群馬県の境界点（沼尻川左岸）
ア　基点第13号から110度の線と対岸との交差点
基点第14号　新潟県と福島県との境界点（只見川左岸）
イ　基点第14号から90度の線と対岸との交差点

（禁止区域・期間）

| （魚種） | （漁具漁法） | （遊漁期間） | （全長制限） |
|---|---|---|---|
| こい | 竿釣(1人2本) | 1/1～12/31<br>(6/10～6/20を除く) | 15cm以下 |
| ふな | | | 7cm以下 |
| うぐい | | 1/1～12/31<br>(5/25～5/31を除く) | |
| いわな | | 4/21～9/30 | 15cm以下 |
| やまめ | | | |
| わかさぎ | | 1/1～12/31 | ― |

| （魚種） | （遊漁料の額）※ | | |
|---|---|---|---|
| | 日券 | 年券 | 備　考 |
| こい | 1,050円<br>〔525円〕 | 4,800円 | 消費税込<br>中学生以下：無料<br>肢体不自由者：半額 |
| ふな | | | |
| うぐい | | | |
| いわな | | | |
| やまめ | | | |
| わかさぎ | | | |

※〔　〕は遊漁場において漁場監視員に納付するときの加算額

（キャッチ＆リリース区間での採捕尾数の制限）

いわな、やまめについては、内共第12号に定める区域のうち奥只見湖の区域では、採捕の尾数を５尾以内とし、５尾を超えた場合はその場で再放流しなければならない。ただし、次の区域を除く。(4月21日から9月30日まで)
①魚沼市地内大津岐小白沢橋より上流域の只見川
②魚沼市湯之谷芋川字大鳥地内国有林262林班に設置した電源開発株式会社の所有する送電線（只見幹線）鉄塔No.55と、同国有林268林班に設置した電源開発株式会社の所有する送電線（只見幹線）鉄塔No.56を結んだ線から上流域の仕入沢

（遊漁料納付場所）

組合事務所（魚沼市佐梨）、同組合の委託納付場所（分会長宅、旅館、食堂、コンビニエンスストア、組合が指定するオンラインシステム、監視員、その他）
○檜枝岐村漁業協同組合（福島県南会津郡檜枝岐村字見通1155-1）同事務所及び同組合遊漁承認証取扱所
○伊北地区非出資漁業協同組合（福島県南会津郡只見町只見字田中1215-1）　同事務所及び同組合遊漁承認証取扱所
関係各市町村にある釣具店、一部取扱商店、個人販売所

十日町市干溝壬1508　TEL.025-763-3012　FAX.025-763-3012

## 内共第１０号（清津川）

（漁場区域）

次の基点１と“ア”を結んだ線から上流新潟県と長野県との境界に至る信濃川及びその支川の区域。
ただし、次の支川を除く。十日町市（旧中里村）及び南魚沼郡湯沢町の境界より上流の清津川。
基点１：小千谷市大字塩殿字下原甲655番地に県が設置した標柱
ア：基点１から115°－00の線と対岸との交差点

（禁止区域・期間）

1. JR鹿渡鉄橋下より津南町鹿渡新田甲地先までの600mの間の区域
2. 十日町市宮中地内JR東日本宮中堰堤上流端から上流200m、下流端から下流750mの間の区域(魚道を含む)
　以上、１月１日から12月31日まで

| （魚種） | （漁具漁法） | （遊漁期間） | （全長制限） |
|---|---|---|---|
| あゆ | 竿釣<br>投網 | 6/16～11/30の間で組合が公表する期間（10/1～10/7を除く） | － |
| こい | | 1/1～12/31 | 15cm以下 |
| ふな | | | |
| うぐい | | | |
| うなぎ | | | 25cm以下 |
| にじます | | 3/1～9/30 | － |
| いわな | | | 15cm以下 |
| やまめ | | | |
| かじか | | 1/1～12/31（4/11～4/20を除く） | － |

| （魚種） | （遊漁料の額）※ | | |
|---|---|---|---|
| | 日券 | 年券 | 備　考 |
| あゆ | 竿釣 2,200円〔1,000円〕 | あゆを含む全魚種 竿釣11,000円〔1,000円〕<br>あゆを除く 竿釣 6,600円〔1,000円〕 | 消費税込<br>小中学生以下：無料<br>肢体不自由者：半額 |
| こい | 竿釣 1,100円〔1,000円〕<br>こい、ふな、うぐいのみ 330円〔1,000円〕<br>投網（あゆを含む）4,290円〔1,000円〕 | | |
| ふな | | | |
| うぐい | | | |
| うなぎ | | | |
| にじます | | | |
| いわな | | | |
| やまめ | | | |
| かじか | | | |

※〔　〕は遊漁場において漁場監視員に納付するときの加算額

（遊漁料納付場所）

組合事務所（十日町市干溝）、組合が指定した釣具店、中里・津南地区のセブンイレブン他、

組合が指定するオンラインシステム

柏崎市石曽根798-2　TEL.0257-27-3232　FAX.0257-27-3232

**内共第１３号（鯖石川）**

| （漁場区域） |
|---|
| 柏崎市地内安政橋下流端から上流の鯖石川及びその支川の区域。 |

| （禁止区域・期間） |
|---|
| なし |

**内共第１４号（鵜川）**

| （漁場区域） |
|---|
| 柏崎市地内八坂橋下流端から上流の鵜川及びその支川の区域。 |

| （禁止区域・期間） |
|---|
| なし |

| （魚種） | （漁具漁法） | （遊漁期間） | （全長制限） |
|---|---|---|---|
| あゆ | 竿釣(長さ8m以内)<br>投網(1人1ヶ統) | 6/16～11/30の間で組合が公表する期間(10/1～10/7を除く) | 10cm以下 |
| うぐい | | 1/1～12/31の間で組合が公表する期間 | |
| こい | 竿釣(長さ8m以内) | 1/1～12/31の間で組合が公表する期間 | 15cm以下 |
| ふな | | | |
| うなぎ | | | 25cm以下 |
| いわな | | 3/1～9/30の間で組合が公表する期間 | 15cm以下 |
| やまめ | | | |

| （魚種） | （遊漁料の額） | | |
|---|---|---|---|
| | 日券 | 年券 | 備　考 |
| あゆ | 全魚種<br>手釣、竿釣<br>1,000円 | 全魚種<br>手釣、竿釣<br>6,000円<br><br>あゆ、うぐい<br>投網 8,000円 | 消費税込<br>小学生以下：無料<br>中学生：半額<br>肢体不自由者：半額 |
| うぐい | | | |
| こい | | | |
| ふな | | | |
| うなぎ | | | |
| いわな | | | |
| やまめ | | | |

（遊漁料納付場所）

組合事務所（柏崎市石曽根）、(有)釣具の岸（東港町）

## 関川水系漁業協同組合

妙高市美守2-1-38　TEL.0255-75-5148　FAX.0255-75-5148
http://e-sekikawa.jp/

**内共第１５号（関川）**

（漁場区域）

上越市地内関川と保倉川との合流点から上流の関川（保倉川を含む。）及びその支川の新潟県の区域。ただし、妙高市兼俣地内兼俣橋上流端から上流氷沢川との合流点までの関川本流及び氷沢川を除く。

（禁止区域・期間）

陸上自衛隊関山演習場（国有地：上越市中郷区西四ッ谷新田しぶえ橋より上流域）
　１月１日から12月31日まで

| （魚種） | （漁具漁法） | （遊漁期間） | （全長制限） |
|---|---|---|---|
| あゆ | 手釣<br>竿釣(1人1本)<br>投網(手元から重りの先端まで5m以下(網目12mm以上)) | 7/11～11/30<br>(10/1～10/7を除く) | － |
| いわな | | 3/1～9/30 | 15cm以下 |
| やまめ | | | |
| にじます | | | |
| うぐい | | *1<br>1/1～12/31 | 10cm以下 |
| こい | | | － |
| ふな | | | |

*1 「販売の自主規制及び食用抑制の措置」がとられているためご注意下さい。

| （魚種） | （遊漁料の額）※ | | |
|---|---|---|---|
| | 日券 | 年券 | 備　考 |
| あゆ | 竿釣 2,000円<br>〔500円〕 | 竿釣 5,000円<br>〔500円〕 | 消費税込<br>中学生以下：無料<br>肢体不自由者：半額 |
| いわな | 竿釣 1,500円<br>〔500円〕 | 竿釣 6,000円<br>〔500円〕<br>投網<br>(あゆを含む)<br>12,000円<br>〔500円〕 | |
| やまめ | | | |
| にじます | | | |
| うぐい | | | |
| こい | | | |
| ふな | | | |

※〔　〕は遊漁場において漁場監視員に納付するときの加算額

（遊漁料納付場所）

組合事務所（妙高市美守）、岡田釣具店（上越市岡原）、上州屋上越店（富岡）、フィッシャーズ上越店（春日新田）、デイリーヤマザキ上越中郷店（中郷区藤沢）、Ｙショップ中郷（中郷区藤沢）、グリーンホスピタリティフードサービス㈱（頸城区西福島）、石田猛/石田釣具店（妙高市毛祝坂）、セブンイレブン新井長森店（長森）、セブンイレブン妙高関山店（関山）、酒のカワカミ（関山）、あけぼの商店（杉野沢）、明星荘（杉野沢）、ローソン新井高柳店（高柳）、妙高市観光協会（田口）、Ｎ・Ｄショップ（新工町）、妙高ふるさと振興㈱（猪野山）、マルニ西脇株式会社（姫川原）、バンバン高田店（長野市高田）、フィールド妙高（あらい道の駅）、組合が指定するオンラインシステム

## 関川水系漁業協同組合

妙高市美守2-1-38　TEL.0255-75-5148　FAX.0255-75-5148
http://e-sekikawa.jp/

**内共第１６号（関川上流）　※長野県との共有漁場**

（漁場区域）

妙高市兼俣地内兼俣橋上流端から上流氷沢川との合流点までの関川本流並びに氷沢川及びその支川の区域。ただし、古海川及び池尻川を除く。

（禁止区域・期間）

なし

| （魚種） | （漁具漁法） | （遊漁期間） | （全長制限） |
|---|---|---|---|
| いわな | 竿釣(1人1本) | 3/1～9/30 | 15cm以下 |
| やまめ | | *1 3/1～9/30 | |
| にじます | | | |
| うぐい | | *2 1/1～12/31 | 10cm以下 |

*1.2 「販売の自主規制及び食用抑制の措置」がとられているためご注意下さい。

| （魚種） | （遊漁料の額）※ | | |
|---|---|---|---|
| | 日券 | 年券 | 備　考 |
| いわな | 竿釣 1,500円〔500円〕 | 竿釣 6,000円〔500円〕 | 消費税込<br>中学生以下：無料<br>肢体不自由者：半額 |
| やまめ | | | |
| にじます | | | |
| うぐい | | | |

※〔　〕は遊漁場において漁場監視員に納付するときの加算額

（キャッチ&リリース区間）

いわな・やまめ・にじますについては、関川本流一之橋から地震滝橋の区間で3月1日から9月30日までの期間においては、採捕した魚の所持又は販売をしてはならず、その場で再放流しなければならない。竿釣で毛針ルアーのみ、バーブレスシングルフックを使用。

（遊漁料納付場所）

組合事務所（妙高市美守）、岡田釣具店（上越市岡原）、上州屋上越店（富岡）、フィッシャーズ上越店（春日新田）、デイリーヤマザキ上越中郷店（中郷区藤沢）、Ｙショップ中郷（中郷区藤沢）、グリーンホスピタリティフードサービス㈱（頸城区西福島）、石田猛/石田釣具店（妙高市毛祝坂）、セブンイレブン新井長森店（長森）、セブンイレブン妙高関山店（関山）、酒のカワカミ（関山）、あけぼの商店（杉野沢）、明星荘（杉野沢）、ローソン新井高柳店（高柳）、妙高市観光協会（田口）、Ｎ・Ｄショップ（新工町）、妙高ふるさと振興㈱（猪野山）、マルニ西脇株式会社（姫川原）、バンバン高田店（長野市高田）、フィールド妙高（あらい道の駅）
○北信漁業協同組合（長野県上水内郡飯網町大字牟礼936-2）
同組合が指定し公示した場所

## 桑取川漁業協同組合

上越市有間川667　TEL.025-546-2217　FAX.025-546-2217

**内共第１７号（桑取川）**

（漁場区域）

上越市有間川地内国道８号有間川大橋下流端から上流の桑取川及びその支川の区域。

（禁止区域・期間）

なし

| （魚種） | （漁具漁法） | （遊漁期間） | （全長制限） |
|---|---|---|---|
| あゆ | 竿釣(1本)<br>投網(直径3.5m以内のもの1ヶ統) | 6/16～11/30の間で組合が公表する期間(10/1～10/7を除く) | なし |
| うぐい | | 1/1～12/31 | |
| かじか | カゴ(2ヶ以内) | 1/1～12/31<br>(4/11～4/20を除く) | |

| （魚種） | （遊漁料の額）※ | | |
|---|---|---|---|
| | 日券 | 年券 | 備　考 |
| あゆ | － | 竿釣 2,700円<br>〔500円〕<br>投網 3,500円<br>〔500円〕 | 小学生以下：無料<br>中学生：半額<br>肢体不自由者：半額 |
| うぐい | － | | |
| かじか | － | カゴ 3,500円<br>〔500円〕 | |

※〔　〕は遊漁場において漁場監視員に納付するときの加算額

（遊漁料納付場所）

田口屋商店（上越市有間川）、長沼商店（西横山）

糸魚川市大字能生801　TEL.025-566-4854　FAX.025-566-4854

## 内共第１８号（能生川）

（漁場区域）

糸魚川市能生地内国道８号能生大橋下流端から下流30ｍの線（北緯37度06分03.6秒 東経137度58分51.8秒と北緯37度06分02.7秒 東経137度58分48.5秒）から上流の能生川及びその支川の区域。

（禁止区域・期間）

なし

| （魚種） | （漁具漁法） | （遊漁期間） | （全長制限） |
|---|---|---|---|
| あゆ | 竿釣 | 公示の日～10/31 *1<br>（10/1～10/7を除く） | 15cm以下 |
| うぐい | | 1/1～12/31 | |
| いわな | | 3/1～9/30 | |
| やまめ | | | |
| かじか | | | 5cm以下 |

*1 能生大橋下流端から下流30ｍの線から上流能生谷橋までの間は、9月21日から10月7日までを禁漁とする。

| （魚種） | （遊漁料の額）※ | | |
|---|---|---|---|
| | 日券 | 年券 | 備　考 |
| あゆ | 2,000円<br>〔1,000円〕 | 7,000円<br>〔1,000円〕 | 消費税抜<br>小学生以下：無料<br>中学生・高校生：半額<br>肢体不自由者：半額 |
| うぐい | | | |
| いわな | | | |
| やまめ | | | |
| かじか | | | |

※〔　〕は遊漁場において漁場監視員に納付するときの加算額

（遊漁料納付場所）

組合事務所（糸魚川市大字能生）、高鳥商店（大沢）、セブンイレブン能生インター店（寺山）、陸川釣具店（能生）、Ｙショップ能生わたせ店（大沢）、対岳荘（柵口）、山城屋（柵口）、権現荘（麦平）、えびす釣具店（大野）、本間釣具店上越店（上越市春日新田）、上州屋上越店（富岡）

**内共第１９号（早川）**

（漁場区域）

次の基点第15号と基点第16号とを結んだ線から上流の早川及びその支川の区域。
基点第15号 糸魚川市中宿地内の海岸護岸西橋（早川右岸）
（北緯37度03分40.9秒 東経137度54分52.0秒）
基点第16号 糸魚川市梶屋敷地内の海岸護岸東橋（早川左岸）
（北緯37度03分35.6秒 東経137度54分37.8秒）

（禁止区域・期間）

糸魚川市地内東北電力株式会社早川発電所堰堤上流端から上流100m、下流端から下流100mの間の区域（魚道を含む）
以上、１月１日から12月31日まで

**内共第２０号（海川）**

（漁場区域）

次の基点第17号と基点第18号とを結んだ線から上流の海川及びその支川の区域。
基点第17号：糸魚川市竹ヶ花地内海岸護岸西端（海川右岸）
基点第18号：糸魚川市押上２丁目地内海岸護岸東端（海川左岸）

（禁止区域・期間）

なし

**内共第２１号（姫川）**

（漁場区域）

次の基点第19号と基点第20号とを結んだ線から上流の姫川及びその支川の新潟県の区域。ただし、小滝川の支川であるカラソ沢の支川及び新潟県糸魚川市大字山口地内のＪＲ西日本大糸線第６下姫川橋梁上流端（北緯36度54分57.7秒 東経137度52分30.0秒）から蒲原沢との合流点までの姫川本流及び蒲原沢の区域を除く。
基点第19号：糸魚川市寺島地内姫川港護岸西端（姫川右岸）
（北緯37度02分26.3秒 東経137度50分02.5秒）
基点第20号：糸魚川市須沢地内姫川港護岸東端（姫川左岸）
（北緯37度02分20.7秒 東経137度49分48.1秒）

（禁止区域・期間）

1.糸魚川市地内東京発電株式会社姫川第７発電所堰堤上流端から上流50m、下流端から下流の大糸線第３橋りょう上流端の間の区域（魚道を含む）
2.糸魚川市地内黒部川電力株式会社姫川第６発電所堰堤上流端から上流200m、下流端から下流200mの間の区域（魚道を含む）
3.糸魚川市大字小滝字牛落地内、姫川支流小滝川のカラソ沢202.5mの区域（ヒスイ峡フィッシングパーク）
以上、１月１日から12月31日まで

| （魚種） | （漁具漁法） | （遊漁期間） | （全長制限） |
|---|---|---|---|
| あゆ | 手釣<br>竿釣(長さ11m以内)<br>（あゆの遊漁を行う場合は、コロガシ釣りとルアー釣り禁止） | 6月第4土曜～9/30 | 10cm以下 |
| うぐい | | 3/1～9/30 | |
| にじます | | 3/1～9/30 | 15cm以下 |
| いわな | | | |
| やまめ | | | |
| かじか | | 3/1～9/30<br>(4/11～4/20を除く) | 5cm以下 |

| （魚種） | （遊漁料の額）※ | | |
|---|---|---|---|
| | 日券 | 年券 | 備考 |
| あゆ | 2,200円<br>〔1,000円〕 | 10,450円 | 消費税込<br>小学生以下：無料<br>中学生：半額<br>肢体不自由者：半額 |
| うぐい | | | |
| にじます | | | |
| いわな | | | |
| やまめ | | | |
| かじか | | | |

※〔　〕は遊漁場において漁場監視員に納付するときの加算額

（遊漁料納付場所）

組合姫川事務所（糸魚川市大字須沢）、同組合が指定した者

## 羽茂川内水面漁業協同組合

佐渡市羽茂本郷659　TEL.0259-88-2038　FAX.0259-88-3647

### 内共第２２号（羽茂川）

（漁場区域）

次の基点第21号と基点第22号とを結んだ線から上流の羽茂川及びその支川の区域。
基点第21号 佐渡市羽茂漁港護岸堤防－５東端（羽茂川右岸）（北緯37度49分37.2秒 東経138度18分19.3秒）
基点第22号 佐渡市羽茂大橋3387地内雨水排水溝西端（羽茂川左岸）（北緯37度49分37.4秒 東経138度18分22.7秒）

（禁止区域・期間）

1.佐渡市羽茂飯岡地内九ヶ田取水堰の上流から一ノ関頭首工下流端に至る羽茂川の区域
2.佐渡市上川茂771-46にある外山ダム農林水産省杭NO.N10とA11を結んだ線の延長と対岸を結んだ地点より上流、佐渡市上川茂673-９にある外山ダム農林水産省杭NO.575と佐渡市外山151-2にある杭395-2を結んだ地点より下流までの区域
以上、１月１日から12月31日まで

| （魚種） | （漁具漁法） | （遊漁期間） | （全長制限） |
|---|---|---|---|
| あゆ | 手釣<br>竿釣<br>投網(網の全長3.6m以内)<br>たも網(直径1m以下) | 8/1～11/30<br>(10/1～10/15を除く) | － |
| うぐい | | 1/1～12/31 | 15cm以下 |
| いわな | | 3/1～9/30 | |
| やまめ | | | |

| （魚種） | （遊漁料の額）※ | | |
|---|---|---|---|
| | 日券 | 年券 | 備考 |
| あゆ | 800円<br>〔200円〕 | 4,000円<br>〔200円〕 | 消費税込<br>幼児：無料<br>小中学生：半額<br>肢体不自由者：半額 |
| うぐい | | | |
| いわな | | | |
| やまめ | | | |

※〔　〕は遊漁場において漁場監視員に納付するときの加算額

（遊漁料納付場所）

組合事務所（佐渡市羽茂本郷）

# 「サクラマス」遊漁

## 1　三面川

| | |
|---|---|
| 漁協名 | 三面川鮭産 |
| 募集方法 | はがき又はファックスに住所・氏名・年齢・電話番号を記入し、漁協事務所へ送付（別記連絡先）、応募は一人一枚（複数応募は無効） |
| 募集期間 | 令和７年１月15日～１月31日 |
| 募集人数 | 200名（200名を越えた場合は抽選） |
| 抽選日 | 令和７年２月６日（予定） |
| 抽選方法 | 漁協役員等立会下で公平に抽選 |
| 連絡方法 | 当選者にはがき等で連絡 |
| 申し込み | 申し込み者は当選者本人で、漁協事務所に遊漁料金と写真を添えて申し込む（現金書留でも可） |
| 遊漁証等の交付、着用<br>サクラマス釣獲数の報告 | 申し込み者に、漁協が定めたゼッケン（写真入り遊漁証付き）と遊漁案内、サクラマス釣獲数の報告用紙などを郵送等で配布、ゼッケンは遊漁中着用、遊漁期間終了後は、釣獲数の報告書とともに漁協に返納（返納無き場合は次年度除外） |
| 漁具・漁法 | 竿釣、一人１本 |
| 遊漁期間 | 令和７年３月１日～６月15日 |
| 遊漁の区域 | 三面ダムより下流の三面川本流の区域<br>雲ノ上橋下流より下流高根川本流の区域 |
| 遊漁料金 | 年券　19,000円（消費税抜）現場売り無し |
| 連絡先 | 住所：村上市若葉町15－１<br>三面川鮭産漁業協同組合<br>電話：0254－52－3758　FAX：0254－53－0699 |



## 2　荒川

| | |
|---|---|
| 漁協名 | 荒川 |
| 募集方法 | はがき又はファックスに住所・氏名・年齢・電話番号を記入し、漁協事務所へ送付（別記連絡先）、応募は一人一枚（複数応募は無効） |
| 募集期間 | 令和７年１月10日～１月31日 |
| 募集人数 | 200名（200名を越えた場合は抽選） |
| 抽選日 | 令和７年２月１日（予定） |
| 抽選方法 | 漁協役員等立会下で公平に抽選 |
| 連絡方法 | 当選者にはがき等で連絡 |
| 申し込み | 申し込み者は当選者本人で、漁協事務所に遊漁料金と写真を添えて申し込む（現金書留でも可） |
| 遊漁証等の交付、着用<br>サクラマス釣獲数の報告 | 申し込み者に、漁協が定めたゼッケン（写真入り遊漁証付き）と遊漁案内、サクラマス釣獲数の報告用紙などを郵送等で配布、ゼッケンは遊漁中着用、遊漁期間終了後は、釣獲数の報告書とともに漁協に返納（返納無き場合は次年度除外） |
| 漁具・漁法 | 竿釣、一人１本 |
| 遊漁期間 | 令和７年３月１日～６月15日 |
| 遊漁の区域 | 上流関川村地内丸山大橋下流端から、下流村上市地内高速道路橋上流端までで、荒川頭首工取水入堰上流端から上流50m、下流端から下流600mの区域を除く荒川本流に限る |
| 遊漁料金 | 年券　20,000円（現場売り無し） |
| 連絡先 | 住所：村上市荒島144－24<br>荒川漁業協同組合<br>電話：0254－62－1163　FAX：0254－62－1190 |

### 3　胎内川

| | |
|---|---|
| 漁　協　名 | 胎内川 |
| 募集方法 | はがき又はファックスに住所・氏名・年齢・電話番号を記入し、漁協事務所へ送付（別記連絡先）、応募は一人一枚（複数応募は無効） |
| 募集期間 | 令和７年２月１日～２月16日 |
| 募集人数 | 100名（100名を越えた場合は抽選） |
| 抽　選　日 | 令和７年２月20日（予定） |
| 抽選方法 | 漁協役員等立会下で公平に抽選 |
| 連絡方法 | 当選者にはがき等で連絡 |
| 申し込み | 申し込み者は当選者本人で、漁協事務所に遊漁料金と写真を添えて申し込む（現金書留でも可） |
| 遊漁証等の交付、着用<br>サクラマス釣獲数の報告 | 申し込み者に、漁協が定めたゼッケン（写真入り遊漁証付き）と遊漁案内、サクラマス釣獲数の報告用紙などを郵送等で配布、ゼッケンは遊漁中着用、遊漁期間終了後は、釣獲数の報告書とともに漁協に返納（返納無き場合は次年度除外） |
| 漁具・漁法 | 竿釣、一人１本 |
| 遊漁期間 | 令和７年３月16日～６月15日 |
| 遊漁の区域 | 胎内川頭首工下流端までの胎内川全区域 |
| 遊漁料金 | 年券　20,000円（現場売り無し） |
| 連　絡　先 | 住所：胎内市下赤谷245－１<br>胎内川漁業協同組合<br>電話：0254－47－3122　FAX：0254－47－3334 |



### 4　加治川

| | |
|---|---|
| 漁　協　名 | 加治川 |
| 募集方法 | はがき又はファックスに住所・氏名・生年月日・電話番号を記入し、漁協事務所へ送付（別記連絡先）、応募は一人一枚（複数応募は無効） |
| 募集期間 | 令和７年１月15日～２月14日 |
| 募集人数 | 100名（100名を越えた場合は抽選） |
| 抽　選　日 | 令和７年２月18日（火）（予定） |
| 抽選方法 | 漁協役員等立会下で公平に抽選 |
| 連絡方法 | 当選者にはがき等で連絡 |
| 申し込み | 申し込み者は当選者本人で、漁協事務所に遊漁料金と写真を添えて申し込む（現金書留でも可） |
| 遊漁証等の交付、着用<br>サクラマス釣獲数の報告 | 申し込み者に、漁協が定めたゼッケン（写真入り遊漁証付き）と遊漁案内、サクラマス釣獲数の報告用紙などを郵送等で配布、ゼッケンは遊漁中着用、遊漁期間終了後は、釣獲数の報告書とともに漁協に返納（返納無き場合は次年度除外） |
| 漁具・漁法 | 竿釣、一人１本 |
| 遊漁期間 | 令和７年３月16日～５月31日 |
| 遊漁の区域 | 第二頭首工禁止区域下流端から第三床止工の下流端から300mの区間を除いた聖籠町次第浜地区船溜場敷地上流端まで |
| 遊　漁　料 | 年券　20,000円（現場売り無し） |
| 連　絡　先 | 住所：新発田市住田510<br>新発田市加治川支所　農林水産課内<br>加治川漁業協同組合<br>電話：0254－33－3108　FAX：0254－33－3930 |

# 釣　り　日　誌

| 日付 | 月　　日 | 天候 | | 行先 | |
|---|---|---|---|---|---|
| 釣法 | | | | | |
| 釣果（魚種、尾数、大きさ等） | | | | | |
| 備考 | | | | | |

| 日付 | 月　　日 | 天候 | | 行先 | |
|---|---|---|---|---|---|
| 釣法 | | | | | |
| 釣果（魚種、尾数、大きさ等） | | | | | |
| 備考 | | | | | |

| 日付 | 月　　日 | 天候 | | 行先 | |
|---|---|---|---|---|---|
| 釣法 | | | | | |
| 釣果（魚種、尾数、大きさ等） | | | | | |
| 備考 | | | | | |



| 日付 | 月　　日 | 天候 | | 行先 | |
|---|---|---|---|---|---|
| 釣法 | | | | | |
| 釣果（魚種、尾数、大きさ等） | | | | | |
| 備考 | | | | | |

| 日付 | 月　　日 | 天候 | | 行先 | |
|---|---|---|---|---|---|
| 釣法 | | | | | |
| 釣果（魚種、尾数、大きさ等） | | | | | |
| 備考 | | | | | |

| 日付 | 月　　日 | 天候 | | 行先 | |
|---|---|---|---|---|---|
| 釣法 | | | | | |
| 釣果（魚種、尾数、大きさ等） | | | | | |
| 備考 | | | | | |

| 日付 | 月　日 | 天候 | | 行先 | |
|---|---|---|---|---|---|
| 釣法 | | | | | |
| 釣果（魚種、尾数、大きさ等） | | | | | |
| 備考 | | | | | |

| 日付 | 月　日 | 天候 | | 行先 | |
|---|---|---|---|---|---|
| 釣法 | | | | | |
| 釣果（魚種、尾数、大きさ等） | | | | | |
| 備考 | | | | | |

| 日付 | 月　日 | 天候 | | 行先 | |
|---|---|---|---|---|---|
| 釣法 | | | | | |
| 釣果（魚種、尾数、大きさ等） | | | | | |
| 備考 | | | | | |



| 日付 | 月　日 | 天候 | | 行先 | |
|---|---|---|---|---|---|
| 釣法 | | | | | |
| 釣果（魚種、尾数、大きさ等） | | | | | |
| 備考 | | | | | |

| 日付 | 月　日 | 天候 | | 行先 | |
|---|---|---|---|---|---|
| 釣法 | | | | | |
| 釣果（魚種、尾数、大きさ等） | | | | | |
| 備考 | | | | | |

| 日付 | 月　日 | 天候 | | 行先 | |
|---|---|---|---|---|---|
| 釣法 | | | | | |
| 釣果（魚種、尾数、大きさ等） | | | | | |
| 備考 | | | | | |

| 日付 | 月　日 | 天候 | | 行先 | |
|---|---|---|---|---|---|
| 釣法 | | | | | |
| 釣果（魚種、尾数、大きさ等） | | | | | |
| 備考 | | | | | |

| 日付 | 月　日 | 天候 | | 行先 | |
|---|---|---|---|---|---|
| 釣法 | | | | | |
| 釣果（魚種、尾数、大きさ等） | | | | | |
| 備考 | | | | | |

| 日付 | 月　日 | 天候 | | 行先 | |
|---|---|---|---|---|---|
| 釣法 | | | | | |
| 釣果（魚種、尾数、大きさ等） | | | | | |
| 備考 | | | | | |



| 日付 | 月　日 | 天候 | | 行先 | |
|---|---|---|---|---|---|
| 釣法 | | | | | |
| 釣果（魚種、尾数、大きさ等） | | | | | |
| 備考 | | | | | |

| 日付 | 月　日 | 天候 | | 行先 | |
|---|---|---|---|---|---|
| 釣法 | | | | | |
| 釣果（魚種、尾数、大きさ等） | | | | | |
| 備考 | | | | | |

| 日付 | 月　日 | 天候 | | 行先 | |
|---|---|---|---|---|---|
| 釣法 | | | | | |
| 釣果（魚種、尾数、大きさ等） | | | | | |
| 備考 | | | | | |

| 日 付 | 月　　日 | 天 候 | | 行 先 | |
|---|---|---|---|---|---|
| 釣 法 | | | | | |
| 釣果（魚種、尾数、大きさ等） | | | | | |
| 備 考 | | | | | |

| 日 付 | 月　　日 | 天 候 | | 行 先 | |
|---|---|---|---|---|---|
| 釣 法 | | | | | |
| 釣果（魚種、尾数、大きさ等） | | | | | |
| 備 考 | | | | | |

| 日 付 | 月　　日 | 天 候 | | 行 先 | |
|---|---|---|---|---|---|
| 釣 法 | | | | | |
| 釣果（魚種、尾数、大きさ等） | | | | | |
| 備 考 | | | | | |
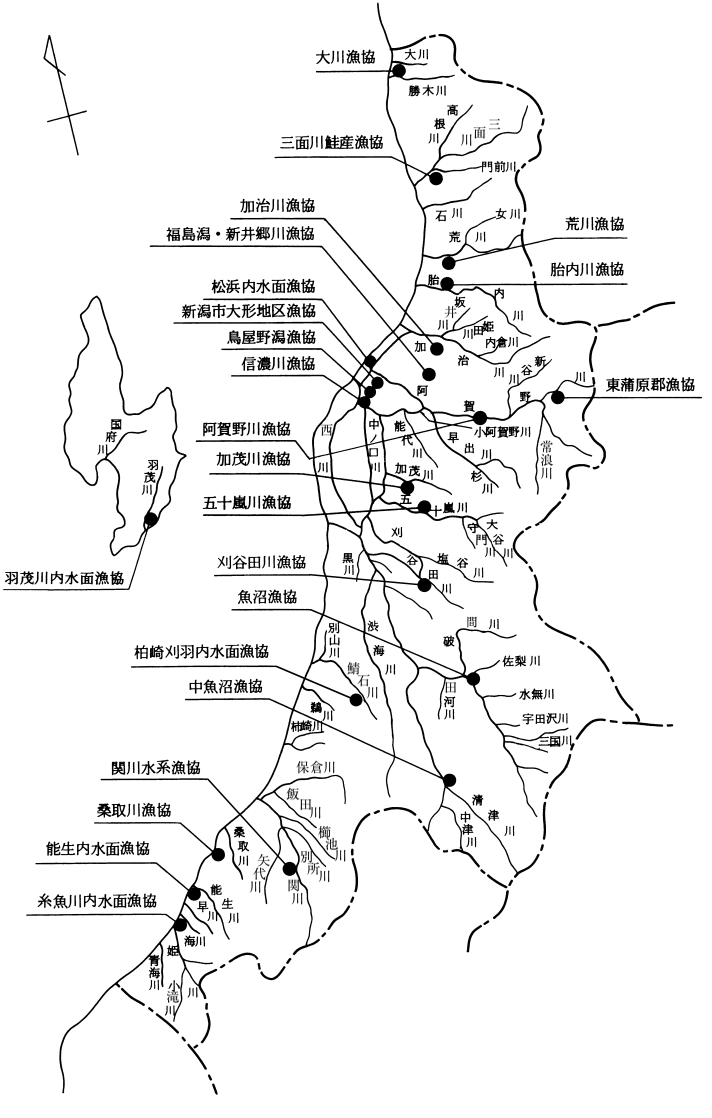
# 新潟県主要河川及び内水面漁業協同組合位置略図